

議第百五十一号

岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例について

岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例

岐阜県営住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号を次のように改める。

六 収入 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。）第一条第三号に規定する収入をいう。

第二十九条第一項第三号中「き損」を「毀損」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第三項中「同項の」の下に「規定による」を加え、「、近傍同種の住宅の家賃の額と」を「近傍同種の住宅の家賃の額と」に、「年五分の割合」を「法定利率」に、「、毎月、」を「毎月」に改め、同条第四項中「同項の」の下に「規定による」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

民法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。